

国内募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 国内募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社アイ・ダヴリュール・エイ・ツアー(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行です。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、下記条件のほか、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。なお当社旅行約款はホームページからご覧になれます。

2. 旅行のお申し込み

- (1)お申込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。(専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。)申込金は旅行代金・取消料、若しくは違約料の一部としてまたは全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)当社は電話、ファクシミリ、インターネット、郵便その他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社から予約承諾の旨を通知した後、お客様に到達した翌日から起算して3日以内に、旅行申込書と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

旅行代金(お一人様)	30,000円未満	30,000円以上60,000円未満	60,000円以上90,000円未満	90,000円以上
申込金	6,000円	12,000円	18,000円	旅行代金の20%

3. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意が必要です。一部のコースを除き、15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)その際は当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (4)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (5)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りします。
- (6)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約の成立と最終旅行日程表のお渡し

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金または全額を受領したときに成立いたします。
- (2)当社は、旅行契約が成立した場合は旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。
- (3)契約書面において、確定された旅行日程、利用運送機関、宿泊機関等の名称を記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行申込みがなされた場合にあっては、旅行日当日に確定書面を交付する場合があります。また、お客様からのお問い合わせがあった場合には、手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金

- (1)旅行代金は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いください。
- (2)特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満3歳以上12歳未満の方は、こども代金となり旅行開始日を基準とします。

6. 旅行代金に含まれているもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎり普通席)。
- (2)宿泊料金、食事料金、観光料金(旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金)及び税・サービス税。
- (3)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (4)その他旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

- (1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)。
- (2)旅行日程中の自由行動、各自、お客様負担と記載されている交通費等諸費用。
- (3)クリーニング代、電報電話料、チップ等、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4)希望者が参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (6)障害、疾病等任意の国内旅行傷害保険。
- (7)その他当社があらかじめ明示するもの。

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

9. 旅行代金の変更

- (1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせいたします。

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

21. 団体・グループの契約について

- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

22. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはし兼ねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

24. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社旅行契約上の責任、事故時の費用等を負担する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で提携する事業者提供いたします。
- (2)当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発、キャンペーンご案内、旅行参加後のご意見や感想、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。
この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、当社ホームページ（<http://www.iwa-fuk.co.jp/>）をご参照ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

26. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合にそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (3)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社に変更になった場合は、当社は当該マイレージサービスを受領できなかったことについて一切責任を負いません。
- (4)この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

27. 旅行傷害保険加入のおすすめ

ご安心してご旅行いただくため、お客様ご自身にて旅行傷害保険へのご加入をお勧め致します。
国内旅行保険については当社らの係員にお問い合わせください。

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業 第1051号
株式会社アイ・ダヴリュー・エイ・ツアー
〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町6番25号
(社) 日本旅行業協会正会員